

広島市教育委員会規則第 7 号

令和 8 年 7 月 3 1 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 5 0 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中央地区学校事務センターの項中「広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号広島市役所北庁舎別館内」を「広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号広島市役所北庁舎内」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 7 日から施行する。